平成２９年９月１５日

平成２９年度　兵庫県立和田山高等学校いじめ防止基本方針

１　学校の方針

「ちゃんとした生徒」「人の役に立つことができる生徒」「自信をもった生徒」を育てることを教育目標に掲げ、社会性を持った生徒を育成している。

生徒一人ひとりが「安心・安全」な学校生活を送るために「いじめ」に対し、未然防止をはかり、迅速に対応するため「いじめ防止基本方針」を定める。

２　基本的な考え方

平成２９年３月に改定された「兵庫県いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、本校のいじめ防止体制を確立するため以下の対応をとる。

特にSNS等によるいじめの増加や教員のいじめの抱え込みによる重大事態が発生している状況を踏まえ、より一層の組織の強化を図った。

３　いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

（１）日常の指導体制

いじめの防止等を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙１　校内指導体制及び関係機関

また、ネットいじめなど教職員や大人が気づきにくいいじめがあることを認識するとともに、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２　チェックリスト

（２）未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、生徒会活動など生徒の主体的な活動、いじめの防止及び早期発見の取り組み、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙３　年間指導計画

（３）いじめを認知した際の組織的な対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認及び迅速な対応などいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙４　組織的対応

４　重大事態への対応

（１）　重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第２８条で、第１号「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第２号「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とされている。

第１号については、いじめを受ける生徒の状況で判断する。具体的には、身体に重大な傷害を負った場合や精神性の疾患を発症した場合などである。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日または連続７日以上を目安とする。

また、生徒や保護者からいじめに関する重大事態にいたっているという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

（２）　重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家などを加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

５　その他の事項

いじめ基本方針策定にあたり、本校は、「いじめ」「暴力」「授業妨害」を絶対に許さないという生徒指導の基本方針に則り、生徒・保護者・地域からも信頼される学校をめざしている。

地域とともに取り組む必要からその策定したいじめ基本方針をホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やＰＴＡ総会など地区懇談会、三者面談などさまざまな機会をとおして説明に努める。

この基本方針は、常に実効性ある取り組みとするため実情に即して効果的に機能しているか点検し、必要に応じて見直す。その際、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、生徒の意見をとり入れる等、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者など地域からの意見を聴取するように留意する。

「いじめ」の定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）

「いじめ」解消の定義

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，より長期の期間を設定するものとする。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定　平成２９年３月１４日最終改訂）